

第1回いすみ市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年1月7日（金） 午後3時00分
- 2 開催場所 いすみ市役所 3階 大会議室
- 3 出席委員（12名）

1番 藤平 正一	2番 織本 幸一	3番 鈴木 茂雄
	5番 池田 誠	6番 中村 好男
7番 三枝 正直	8番 高橋 奈緒美	9番 高浦 伸芳
10番 麻生 等	11番 福山 博久	12番 松崎 秋夫
13番 吉野 鋭致		
- 4 欠席委員（1名）

4番 吉清 哲司

- 5 提出議案
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 非農地判断について
 - 議案第5号 令和3年度第10次農用地利用集積計画（案）について
 - 議案第6号 農用地利用配分計画（案）についてその他

(開会 午後3時00分)

事務局 委員の皆様、本日は大変ご苦勞様です。事務局職員一同、本年もよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、只今から令和4年第1回農業委員会総会を開会いたします。

はじめに、定数の確認をさせていただきます。

本日は、4番 吉清委員1名が欠席となっており、出席委員数は、委員総数13名中12名であります。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 (挨拶)

事務局 それでは、「いすみ市農業委員会会議規則第4条」の規定により会長に議長をお願いいたします。

会長 審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号3番 鈴木委員、議席番号12番 松崎委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請案件について説明します。

番号1、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為、譲受人理由は、自宅に近く耕作に便利の為です。

申請土地、楽町字西側上、地目田、〇〇〇㎡。ほか4筆。5筆合計〇〇〇㎡。譲受人は、かねてより本件申請地の利用権を設定し、耕作をしていました。この度譲受人との間で話がまとまり、所有権移転をするものです。権利内容、売買による所有権移転、図面番号1です。

番号2、譲渡人理由は、受人の要望に応じる為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、大原字南文塚、地目畑、〇〇〇㎡。本件土地の隣接地は、譲受人の次男が農地転用により、専用住宅の建設を予定しております。今回、次男の新居に隣接しており野菜を栽培するのに都合がよいとして、申請があったものです。権利内容、売買による所有権移転。図面番号2です。

番号3、および番号4は同一の譲受人かつ譲渡人は夫婦である為まとめて説明します。譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、所有農地に隣接し耕作に便利の為です。番号3申請土地、長志字作田、地目畑、〇〇〇㎡ほか1筆、2筆合計〇〇〇㎡。番号4申請土地、長志字作田、地目畑、〇〇〇㎡。譲受人は市外に住所がありますが、申請地近傍に実家があり農機具はそこに保管している為営農に問題はないとの事です。権利内容、売買による所有権移転、図面番号3です。

番号5、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、所有農地に隣接し耕作に便利の為です。申請土地、下布施字南郷戸、地目畑、〇〇〇㎡。権利内容、売買による所有権移転、図面番号4です。

番号6、譲渡人理由は、受人の要望に応じる為、譲受人理由は、自宅に近く耕作に便利の為です。申請土地、岬町和泉字太田、地目畑、〇〇〇㎡。権利内容、売買による所有権移転、図面番号5です。

番号7、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、岬町江場土字江川向、地目田、〇〇〇㎡ほか1筆、2筆合計〇〇〇㎡。権利内容、売買による所有権移転、図面番号6及び7です。

番号8から番号10は、同一の譲渡人による申請です。申請土地の一部には、令和3年第5回総会にて審議後許可され、その後申請地番を見直し

たいとの申し出があり取消願の提出があった筆が含まれます。今回、申請内容を見直し再度提出があったものです。番号8、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為、譲受人理由は、所有農地に隣接し耕作に便利な為です。申請土地、岬町中滝字陣屋、地目畑、〇〇〇㎡。権利内容、売買による所有権移転、図面番号8です。

番号9、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、岬町中滝字陣屋、地目畑、〇〇〇㎡、ほか4筆。5筆合計〇〇〇㎡。権利内容、売買による所有権移転、図面番号8及び9です。

番号10、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、岬町中滝字二の坪、地目田、〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号10です。

番号11、譲渡人理由は、農業経営規模縮小の為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、岬町嘉谷字吹来中、地目畑、〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号11です。

番号1から11につきまして、以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、2番、織本委員の補足説明をお願いいたします。

織本委員 はい、2番、織本です。この物件に関しては、事務局の説明のとおり自宅に隣接した土地という事で特に問題のないものと思われます。以上です。

議長 番号2について、5番、池田委員の補足説明をお願いいたします。

池田委員 5番、池田です。次男が隣接地に住居を建築するので、畑として野菜を栽培し、産物を提供したいということで申請があったものです。特に問題はないものと思ひます。以上です。

議長 番号3及び4について、9番、高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高浦委員 9番、高浦です。3番4番ともに譲受人の耕作する土地に隣接しており問題ないものと思われます。よろしくお願ひします。

議長 番号5について、3番、鈴木委員の補足説明をお願いいたします。

鈴木委員 3番、鈴木です。この土地は譲受人が隣接した畑を耕作しておりまして問題ないものと思われまます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 番号6について、13番、吉野委員の補足説明をお願いいたします。

吉野委員 13番、吉野です。本件につきましても譲受人は近隣に居住する方ですので問題ないと思われまます。よろしくお願いいたします。

議長 番号7について、12番、松崎委員の補足説明をお願いいたします。

松崎委員 12番、松崎です。事務局説明のとおりです。現状、この2筆は休耕地になっております。その点を受人に確認したところ、しっかり管理して耕作していく旨おっしゃってございました。私としても今後、継続的に現地の確認をしていきたいと思ひます。以上です。

議長 番号8から11について、10番、麻生委員の補足説明をお願いいたします。

麻生委員 10番、麻生です。8、9、10番につきましても、隣接している農地であるため耕作に適した農地だと思ひました。問題ないと思ひます。11番につきましても、事務局から説明があつた通りですのでよろしくお願いいたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願ひます。

挙手全員でございます。

よつて、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明いたします。

番号1、本件土地は、荻原、作田両地区にまたがる農地〇〇〇㎡で、現

在大規模太陽光発電施設の開発区域となっております。図面番号12及び13です。

当初計画内容、太陽光発電施設。当初許可年月日、平成30年12月12日許可、千葉県農振指令第993号-1～6。

変更理由、事業敷地までの電線敷設ルートに関して、更なる安全及び環境への配慮を行って再設計を実施した結果、近隣の農地1筆を含む土地を事業区域に統合することになったため。申請土地一覧は議案の次ページから計4ページに記載しております。

追加の1筆については、本申請と同時に農地法第5条の規定による許可申請がなされております。議案第3号番号1です。

番号2、本件土地は岬町和泉平城の田と畑○○○㎡で、東吉附青年館に隣接します。図面番号14です。

当初計画内容、専用住宅及び宅地進入路。当初許可年月日、令和2年12月1日許可、千葉県夷農指令第164号の6-30。

変更理由、住宅2棟を建設する計画内容で許可を得たが、コロナ禍による材料の高騰等により資金調達の見通しがなくなり、未完1棟の建設を中止することになり、住宅部分の許可を取消し、進入路のみで使用する事になったため。

申請地は番号1と同様の要件であることから第2種農地に該当します。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。番号1について、7番 三枝委員の補足説明をお願いいたします。

三枝委員 7番 三枝です。事務局から説明があった通り特に問題ないものと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 番号2について、13番 吉野委員の補足説明をお願いいたします。

吉野委員 13番 吉野です。事務局の説明のとおり、問題ないものと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することに
ご異議ない場合は挙手願います。
挙手全員でございます。
よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。
続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを
議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号ですが、説明の前に議案の訂正がございます。
番号6は申請人より取下げの旨申出を受けたため、議案の削除をお願い
します。
それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご
説明いたします。
番号1、本件土地は作田大沢の畑〇〇〇㎡で、八乙女根尾神社の北西に
位置します。図面番号13です。
本件は議案第2号番号1、大規模太陽光発電施設の開発区域変更に伴う
追加の1筆分について、通路用地へ転用するものです。
申請地は小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当し
ます。
権利の内容は売買による所有権移転です。
所要資金は約〇〇〇万円で、自己資金にて行います。
番号2、本件土地は大原下堰根の田〇〇〇㎡で、第二保育所の北東に位
置します。図面番号15です。
申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当
します。
借主は現在の住居が崖地にあり、崩落の危険を避けるため安全な場所
である父親所有の農地である申請地に新たに専用住宅（〇〇〇㎡）を建設
します。
土砂による高さ90cmの埋立てを行います。埋立てに使用の土砂は市
内のストック場から搬入するもので、地質分析の結果、有害性物質は不検
出となっております。

埋立て面積が〇〇〇㎡未満の為、小規模埋立て条例には該当しません。

用水は市営水道。排水について雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽を通じ既存の市道側溝へ放流します。

権利の内容は、使用貸借権設定です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、道路法について、令和3年12月21日付けで建設課に道路占用許可申請済、令和4年1月4日付けで建設課に道路工事施工承認申請済です。

番号3、本件土地は小澤小沢谷の田〇〇〇㎡で、浪花駅の南西に位置します。図面番号16です。

申請地は農振農用地であり、原則として許可できませんが、一時転用で事業目的の為に農地を一時的に利用することが必要と認められ、市の定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、例外的に許可できるものに該当します。

転用目的は養蜂用巣箱置場です。借主は平成31年3月から3年間の一時転用で農地法第5条の許可を得て、現在養蜂用巣箱置場として使用しておりますが、本年2月末をもって一時転用期間が満了することから、引き続き巣箱置場として使用したく3年間の一時転用を申請するものです。

権利の内容は使用貸借権設定（期間借地）です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

番号4、本件土地は日在野合の田〇〇〇㎡で、大山神社の南側に位置します。図面番号17です。

申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地に該当し、原則として許可できませんが、転用目的が住宅で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものに該当します。

借主は父親所有の農地である申請地を借受け、妻と子供2人の4人で生活するための専用住宅（〇〇〇㎡）及び車庫（〇〇〇㎡）を建設します。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、私道側溝へ放流します。

権利の内容は使用貸借権設定です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で借入金にておこないます。

番号5、本件土地は岬町江場土清水下の田と畑〇〇〇㎡で、江ノ浜グラ
ンドの北西に位置します。図面番号18です。

申請地は番号2と同様の要件であることから第2種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電施設で、太陽光パネル〇〇〇枚を設置するもの
です。

権利の内容は、賃借権設定です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関
する特別措置法について、令和元年10月18日付けで発電事業計画の変
更認定済です。

番号7、本件土地は岬町江場土江川向の畑〇〇〇㎡で江東橋の南側に位
置します。図面番号19です。

申請地は番号2と同様の要件であることから第2種農地に該当します。

転用目的は、倉庫（〇〇〇㎡）です。

譲受人は、大工職人をしており、建築会社の下請けや、個人で請負を行
っておりますが、現在自前の倉庫及び作業場を持っていない為、今回申請
地を取得し、倉庫を建てることにしました。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で借入金にて行います。

番号8、本件土地は岬町江場土興和の田〇〇〇㎡で旧ゴルフ練習場の北
側に位置します。図面番号20です。

申請地は番号2と同様の要件であることから第2種農地に該当します。

転用目的は、専用住宅（〇〇〇㎡）及び倉庫（〇〇〇㎡）です。

譲受人は現在大工工事業を行っており、アパートで生活しておりますが、
自前の倉庫が必要になったため、申請地を取得し、住宅及び倉庫を建設し
ます。

埋立ては行わず、整地のみ行います。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

用水は市営水道。排水は合併浄化槽で処理後、隣接私有地を通し、私道側溝へ放流します。隣接私有地所有者より承諾書を得ております。

全体の所要資金は〇〇〇万円で借入金にて行います。

番号9、本件土地は岬町江場土上瀬の田〇〇〇㎡で、江東橋の東側に位置します。図面番号21です。

申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地に該当し、原則として許可できませんが、申請に係る農地を仮設工作物の設置等一時的な利用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさない、かつ、申請に係る農地を公益性が高いと認められる事業で、農林水産省令で定めるもののようにより供する場合であることから許可相当と判断しました。

転用目的は、風況観測塔です。いすみ市沖合で検討している風力発電事業において、その事業性を検討するために周辺の風況（風の強さ、向き等）を観測するために高さ60mの風況観測塔を設置しております。中心の風況観測塔基礎部分及びアンカーワイヤ設置位置に深さ2m程度にコンクリートブロックを埋設しております。中心の風況観測塔は基礎から接合し、アンカーワイヤを接続しています。風況観測終了後は当該鉄塔、埋設したコンクリートブロックを撤去し、農地に復元します。

借主は、令和2年2月に農地法第5条許可を得て、令和2年3月から2年間の一時転用という内容で風況観測塔を設置し、観測を行っており本年2月末で期間満了を迎えますが、洋上風力発電の実用化に向けて、更に観測期間が必要となることから、この度3年間の一時転用について申請があったものです。

権利の内容は、賃借権設定（期間借地）です。

全体の所有資金は約〇〇〇万円で、自己資金で行います。

番号10、本件土地は岬町江場土興和の畑〇〇〇㎡で、電器量販店の東側に位置します。図面番号22です。

申請地は、番号9と同様の要件であることから、第1種農地に該当し、

原則として許可できませんが、転用目的が住宅で集落に接続して設置されるものであることから例外的に許可できるものに該当します。

譲受人は、現在の住宅の老朽化により建て替えを考えましたが、相続できない土地のため、申請地を取得し、住宅（〇〇〇㎡）を建設します。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水は汲取り式、雑排水は浸透枳により処理します。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、11番、福山委員の補足説明をお願いいたします。

福山委員 はい、11番、福山です。事務局より説明のあった通りです。問題ないものと思われま。よろしくをお願いいたします。

議 長 続きまして、番号2及び番号3について、5番、池田委員の補足説明をお願いいたします。

池田委員 5番の池田です。2番につきましては、他法令に許可を受けておりまして、問題ないものと思われま。3番については、期間の更新でありますので問題ないものと思われま。以上ご審議お願いしま。

議 長 番号4について、私の方から補足説明をさせていただきます。4番、吉清委員より「問題なし」との連絡を受けております。続きまして、番号5及び番号7から番号10について、12番松崎委員の補足説明をお願いいたします。

松崎委員 12番、松崎です。番号5については、現状休耕地になっておりまして、周りに隣接する住宅も無く、問題ないものと思われま。番号6、7については、周囲に影響を及ぼす農地もない事から問題ないものと思われま。番号8については、住宅に接続して転用が行われるとの事で特に問題ないものと思われま。番号9については、期間の延長という事で問題ないと思ひま。番号10ですが、この土地は畑として利用されておりまして、今耕作されている方と話をされて、収穫後に転用を行うという話になっているとの事で問題のないものと思われま。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号、非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、非農地判断についてですが、説明の前に議案の訂正がございます。

番号1の現況地目の欄に田と記載がございますが、山林に訂正をお願いします。

番号2の現況地目の欄に田と記載がございますが、地番〇〇〇と〇〇〇について原野に、〇〇〇について雑種地にそれぞれ訂正をお願いします。

それでは、議案第4号、非農地判断についてご説明いたします。

番号1、申請土地、岬町中滝字堰内（セキウチ）、登記簿地目田、〇〇〇㎡。図面番号23番です。

申請地は議案第1号申請番号8～10番の案件と同一地区内であり、同一の申請人による申請です。現地は自然荒廃により非農地化し、耕作の計画もないとの事から、非農地通知の申出があったものです。1月5日及び1月6日に、藤平会長、麻生委員、鈴木推進委員の3名により現地確認を実施しております。現況は、山林化している状態であり、非農地判断を頂きましたら、農地台帳上の現況地目を山林に変更いたします。

番号2、申請土地、岬町中滝字矢ノ坪（ヤノツボ）、登記簿地目田、〇〇〇㎡、外2筆。3筆合計〇〇〇㎡。図面番号24番です。

申請地は中根小学校から500m以内の宅地と農地が混在する地域であり、相続による5人名義の土地です。現地は自然荒廃により非農地化し、耕作の計画もないとの事から、非農地通知の申出があったものです。1月5日及び1月6日に、藤平会長、麻生委員、渡辺推進委員の3名により現

地確認を実施しております。現況は、原野化及び雑種地化している状態であり、非農地判断を頂きましたら、農地台帳上の現況地目を原野及び雑種地に変更いたします。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。番号1及び番号2について、10番 麻生委員の補足説明をお願いいたします。

麻生委員 10番 麻生です。番号1につきましては、現地を見ましたところ、山でした。まあ、山林という事になると思うんですけど、致し方ないかなと思うところですよ。2番につきましても、周りが宅地や排水路などに囲まれて、湿地帯の様相を呈しておりました。農地には復元できないものに見受けられましたので致し方ないのかなと思います。よろしくをお願いいたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号、令和3年度第10次農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、令和3年度第10次農用地利用集積計画（案）につきまして、ご説明いたします。

いすみ市長より、令和3年12月22日付けで農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経ることが定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

賃借権105件、貸付者82名、借受者12名、田、298,884.85㎡、畑、21,384.00㎡、その他、13.00㎡でございます。

なお、申請番号10-1~94につきましては、土地改良事業に伴うもので、地番の括弧書きの表記は仮地番、面積の括弧書きの表記は仮換地の面積となります。

以上の計画（案）は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号、農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第6号、農用地利用配分計画（案）につきまして、ご説明いたします。

農用地利用配分計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。借受申込者11名、田、268,670.85㎡、畑、21,384.00㎡、その他、13.00㎡を出し手の承認を得たうえでの配分計画（案）でございます。

なお、この配分計画（案）につきましては、議案第5号と同様、土地改良事業に伴うもので、地番の括弧書きの表記は仮地番、面積の括弧書きの表記は仮換地の面積となります。

以上の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第

2項に掲げる事項が定められていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない
場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

それでは、その他になりますが、何かありますでしょうか。

事 務 局 その他、地目変更登記に係る照会に対する回答について、報告いたしま
す。

今回は12月28日までに回答済の11件について議案書記載のとおり
報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

議 長 他に何かありますでしょうか。

他にないようでございますので、本日お諮りした議案すべてを終了しま
した。

以上もちまして令和4年第1回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせて
いただきます。慎重審議ありがとうございました。

事 務 局 皆様、お疲れ様でした。

事務局から何点かご連絡がございます。

はじめに、2月の総会ですが、2月9日（水）午後3時から大原庁舎3
階大会議室で、開催を予定しております。

なお、申請受付については、1月21日（金）及び24日（月）・25日
（火）の3日間といたします。現地確認につきましては、1月27日（木）
及び28日（金）で予定しております。スケジュールの調整をよろしくお
願いいたします。

次に、活動記録簿についてですが、本日12月分をお持ちの方は提出を

お願いします。なお、12月分を本日お持ちでない方につきましては、県への実績報告の関係上週明け11日にいただきたいと思っております。以上で本日の会議日程は全て終了とさせていただきます。大変ご苦勞様でした。

(閉会 午後3時46分)

議事録署名人

議長

3 番委員

1 2 番委員